



- 本報告書は、個別契約締結後3か月以内に提出願います(業務方法書46条1項、契約条項25条1項)。  
 ○着手が遅れている場合にも、その事情を報告ください。  
 ○『契約書』等が提出されない限り、着手金等を送金できません。早めの提出をお願いします。  
 ○援助決定していない事件の費用は立替えできません。関連事件がある場合は必ず援助申込みをしてください。

# 着手等報告書

援助番号

—

年 月 日

法テラス

御中

受任者

(登録番号 \_\_\_\_\_)

事件名:

(送付枚数 本紙含め \_\_\_\_\_ 枚)

被援助者			
相手方			
<b>事件着手の概要等</b>			
年 月 日	<input type="checkbox"/> 訴訟提起	<input type="checkbox"/> 答弁書提出等	<input type="checkbox"/> 調停申立て
	<input type="checkbox"/> 相手方への通知・催告書発送	<input type="checkbox"/> 保全申立て	
	<input type="checkbox"/> その他( _____ )		
(訴訟等の場合)	係属裁判所:	裁判所	支部
	事件番号 :	年 ( _____ ) 第 _____ 号	
(特記事項)			
添付書類 (写しで可)	<input type="checkbox"/> 訴状	<input type="checkbox"/> 答弁書	<input type="checkbox"/> 調停申立書
	<input type="checkbox"/> 保全申立書	<input type="checkbox"/> 受任通知	<input type="checkbox"/> その他 ( _____ )
※添付書類の例	訴訟事件(原告:訴状、被告:答弁書)、保全事件(保全申立書)、 調停事件(申立人:調停申立書、相手方:答弁書又は期日報告書等)、示談交渉事件(通知書・催告書等)		

着手未了の場合は、その事情を以下に記入ください

初回打合せ:  済 ( \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 )  未

方針変更等

(下記に該当する場合は☑のうえ、「関連援助・方針変更報告書」を併せて提出ください。)

- 方針変更有  
 現時点での新たな関連事件の申込み

被援助者の新連絡先等 ※手続中に被援助者の連絡先や姓の変更があった場合、分かる範囲でご記入ください

【住所】〒 \_\_\_\_\_

【姓】( \_\_\_\_\_ ) → ( \_\_\_\_\_ ) 【電話】( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

但し、センターから新連絡先への連絡が差し支える場合は、こちらに☑を \_\_\_\_\_ →  従前の連絡先を希望する